

静岡県人事委員会は、静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則14-181

静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14-2）の一部を次のように改正する。

| 改正前      |  | 改正後      |   |
|----------|--|----------|---|
| 別表       |  | 別表       |   |
| 1 (略)    |  | 1 (略)    |   |
| 2 裾野市    |  | 2 裾野市    |   |
| 機関       | 職  | 機関       | 職   |
| (略)      |  | (略)      |   |
| 市長部局     | 部長、部参事、部技監、参事、危機管理調整監、福祉事務所長、課長、館長、課長代理、係長、 <u>係長代理</u> 、主席主査、主査、主事（係長、係長代理、主席主査、主査及び主事にあつては、人事、給与、サービス又は予算を担当する者に限る。） | 市長部局     | 部長、部参事、部技監、参事、危機管理調整監、福祉事務所長、課長、館長、課長代理、係長、 <u>主席主査</u> 、 <u>主査</u> 、 <u>主任</u> 、主事（係長、 <u>主席主査</u> 、 <u>主査</u> 、 <u>主任</u> 及び主事にあつては、人事、給与、サービス又は予算を担当する者に限る。） |
| (略)      |  | (略)      |   |
| 教育委員会事務局 | 部長、部参事、次長、参事、課長、館長、主幹、係長、 <u>係長代理</u> 、主席主査（主幹、係長、 <u>係長代理</u> 及び主席主査にあつては、人事、給与又はサービスを担当する者に限る。）                      | 教育委員会事務局 | 部長、部参事、次長、参事、課長、館長、主幹、係長、主席主査（主幹、係長及び主席主査にあつては、人事、給与又はサービスを担当する者に限る。）   |
| (略)      |  | (略)      |   |
| 3～10 (略) |  | 3～10 (略) |   |
| 11 小山町   |  | 11 小山町   |   |
| 機関       | 職  | 機関       | 職   |
| (略)      |  | (略)      |   |
| 町長部局     | 部長、専門監、技監、課長、  | 町長部局     | 部長、 <u>部長代理</u> 、専門監、技  |

|          |  |
|----------|--|
|          | 危機管理監、参事、課長補佐、副参事及び主任（課長補佐、副参事及び主任にあつては、予算、人事、給与、服務を担当する者に限る。） |
| (略)      |  |
| 教育委員会事務局 | <u>部長</u> 、課長、専門監、参事   |
| (略)      |  |

12 吉田町

| 機関       | 職       |
|----------|---------|
| (略)      |         |
| 教育委員会事務局 | 課長、課長補佐 |
| (略)      |         |

13 川根本町

| 機関   | 職  |
|------|--|
| (略)  |  |
| 町長部局 | 課長、総合支所支所長、出納室長、行政室長、財政室長、係長（人事、服務、給与又は予算を担当する者に限る。） |
| (略)  |  |

14～17 (略)

18 裾野、長泉清掃施設組合

| 機関     | 職                                |
|--------|----------------------------------|
| 清掃施設組合 | 所長、主幹（人事、給与、服務、企画又は予算を担当する者に限る。） |

19～22 (略)

23 榛原総合病院組合

| 機関  | 職                                     |
|-----|---------------------------------------|
| 事務局 | 事務局長、事務局次長、係長（人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。） |

24～34 (略)

|          |   |
|----------|---|
|          | 監、課長、危機管理監、参事、課長補佐、副参事及び主任（課長補佐、副参事及び主任にあつては、予算、人事、給与、服務を担当する者に限る。） |
| (略)      |   |
| 教育委員会事務局 | <u>次長</u> 、課長、専門監、参事  |
| (略)      |   |

12 吉田町

| 機関       | 職                              |
|----------|--------------------------------|
| (略)      |                                |
| 教育委員会事務局 | <u>理事</u> 、 <u>局長</u> 、課長、課長補佐 |
| (略)      |                                |

13 川根本町

| 機関   | 職   |
|------|---|
| (略)  |   |
| 町長部局 | <u>参事</u> 、課長、総合支所支所長、出納室長、行政室長、財政室長、係長（人事、服務、給与又は予算を担当する者に限る。） |
| (略)  |   |

14～17 (略)

18 裾野市長泉町衛生施設組合

| 機関     | 職  |
|--------|--|
| 衛生施設組合 | <u>事務局長</u> 、 <u>所長</u> 、 <u>次長</u> 、主幹（人事、給与、服務、企画又は予算を担当する者に限る。） |

19～22 (略)

23 榛原総合病院組合

| 機関  | 職   |
|-----|---|
| 事務局 | 事務局長、 <u>総括主幹</u> 、 <u>主幹</u> 、係長（人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。） |

24～34 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。